

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	川崎設備工業株式会社			コード	1777
提出日	2020/6/1	異動(予定)日	2020/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	古川 隆	社外取締役	○									△							有
2	黒柳良子	社外取締役	○														○	新任	有
3	山路正雄	社外監査役	○														○		有
4	新井良雄	社外監査役	○														○	新任	有
5	権野友教	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	古川隆氏は、2015年6月まで、当社の主要な取引先である川崎重工工業株式会社の業務執行者でありました。川崎重工工業株式会社は当社の受注先であり、当社の当社との取引額は29億円(2020年3月期実績)で、当社の売上高の12.9%に相当し、当社の主要な取引先に該当します。古川氏は現在は川重岐阜エンジニアリング株式会社(川崎重工工業の子会社)の顧問であり、当社と当社との取引関係はありません。	古川隆氏は当社の主要な取引先である川崎重工工業株式会社の元従業員ですが、同社を退職して約5年経過しております。また現職は当社とは取引関係のない会社の社長であります。以上により、証券取引所の定める独立性判断基準にも、当社の独立性判断基準にも抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないので、独立役員として指定いたしました。
2		黒柳良子氏は弁護士として企業法務に関する高度な見識を有しております。また取締役会のダイバーシティー確保等の観点から、当社の取締役会の機能強化に期待が持てる人材と判断し、独立役員として指定する予定です。
3		山路正雄氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、弁護士としての専門的で豊富な経験に裏打ちされた高い識見に基づき、経営陣から独立した立場で、チェック機能を果たしていただくことが期待できるため、独立役員として指定いたしました。
4		新井良雄氏は川重商事株式会社の元常務取締役であり、企業経営における豊富な経験と知識を有しております。その見識を経営全般の監査に活かし、職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員として指定する予定です。
5		権野友教氏は公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、その職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員として指定する予定です。

## 4. 補足説明

<p>当社の独立性判断基準</p> <p>当社における社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)のうち、当社が上場する金融商品取引所の定める基準および以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断します。</p> <p>(1) 当社を主要な取引先(当該者の直近事業年度の年間連結売上高の2%超を基準に判定)とする者またはその業務執行者</p> <p>(2) 当社の主要な取引先(当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超を基準に判定)またはその業務執行者</p> <p>(3) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家</p> <p>(4) 過去1年間において以下のいずれかに該当していた者</p> <p>・(1)、(2)または(3)</p> <p>(5) 以下のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等内の親族</p> <p>・(1)から(4)に掲げる者</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。